

民進党 代表 前原 誠司 様

原子力損害賠償及び町域の
大部分が帰還困難区域に指
定されている大熊町の復興
に向けた要望書

平成 29 年 9 月 11 日

福島県大熊町長 渡辺 利綱

福島第一原子力発電所の立地町である大熊町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、既に6年6か月が経過しました。

町民は、住み慣れた「ふるさと」を追われ、今も応急仮設住宅や借り上げ住宅などの住まいで不自由な避難生活を強いられているところです。

大熊町では、ふるさとに戻るための復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、避難を余儀なくされている町民は、避難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことなどによる多くの不安を抱えております。

そのような状況の中、福島県の応急仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間は平成31年3月まで1年間延長されましたが、一方で、東京電力の家賃賠償の対象期間は平成30年3月までとなっており、居住形態により町民間に格差が生じる状況にあります。

また、大熊町は、可住地の大部分が帰還困難区域に指定されておりますが、今般の福島復興再生特別措置法の改正で「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が制度化されたことにより、ようやく町の本格的な復興に着手できる環境整備がなされたと考えております。

これらの状況を踏まえ、町民が安心できる生活が送れるよう、また、今般の原発事故によってもっとも深刻な被害を受けただけでなく、いまだ廃炉の見通しが立たない福島第一原子力発電所を抱え、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れた大熊町の復興が決して置き去りにされることのないよう、以下の点について御支援いただきますよう、要望致します。

記

- 避難を強いられている町民の居住形態によって格差が生じないよう、家賃賠償の対象期間は、応急仮設住宅等の供与期間と合わせること
- 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、帰還困難区域の面的除染等の新たな枠組みによる復興事業に早期に着手できるよう、大熊町の意向を最大限尊重し、早期に認定すること

- 「特定復興再生拠点区域」から計画的かつ段階的に取り組みを進めるとしても、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、(中略)政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく(福島復興再生基本方針)」としたことを踏まえ、原子力政策を推進してきた国としての責任の下、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向け、必要な予算の継続的な確保を含め、確実に取り組むこと

- 復興事業を集中的に推進する「特定復興再生拠点区域」の外であっても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となって、時間軸を示しつつ、家屋解体・除草・伐木等の町土荒廃抑制対策を確実に実施すること

(本件事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 幾橋

電話：0242-26-3844

住所：(会津若松出張所) 福島県会津若松市追手町2-4-1

(本庁舎) 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野6-3-4